

運営委員会だより

令和 8 年 3 月 19 日発行

No.3

さいたま市立木崎小学校

PTA 会長 近藤 卓

PTA 会員の皆様には、日頃より PTA にご理解ご協力をいただきありがとうございます。
さて、3月12日(木)に令和7年度第3回運営委員会を開催しましたので、ご報告します。

1. 会長挨拶

日頃より、木崎小学校 PTA 活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。保護者の皆さま、そして地域の皆さまの温かいご支援に心より感謝いたします。

子どもたちの健やかな成長を願いながら、健康に留意しつつ、明るく実りある一年をともに歩んでまいりましょう。

今後とも、PTA 活動へのご理解とご協力をいただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 本部活動報告

- ・3学期会計締め切り日は3月5日(木)です。
- ・スーパーのミートミート木崎店において、1%還元キャンペーンに参加しております。期間は2月1日から4月30日までの3ヶ月間です。前回の10月1日から12月31日までのキャンペーンでは34,879円の還元金をいただき、特別会計に計上しております。引き続きご協力をお願いいたします。
- ・このたび、保護者、児童、地域の皆様のご協力により集まったベルマークを活用し、「ケース一体型モバイルマグネットスクリーン」を3本購入し、学校へ贈呈いたしました。今後ともベルマーク活動へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
- ・その他の本部と各委員会からの活動報告につきましては、(別紙1)をご覧ください。

3. 本部よりお知らせ

卒業を迎える児童の皆さんへのお祝いとして、卒業式にあわせてフォトスポットを設置いたします。

また、新1年生ならびに現2年生～5年生の児童の皆さんへ、入学・進級のお祝いとして文房具を配布いたします。

なお、これらの費用は、日頃より保護者、児童、地域の皆様にご協力いただいております資源回収の収益とミートミートの還元金を活用させていただいております。

今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

4. 議案

以下の議案について承認されました。詳細につきましては、(別紙 2)(別紙 3)をご確認ください。

① 運営委員会の廃止

ボランティア制への移行により、委員会の体制が大きく変化し、現在の運営委員会は本部と地区委員会との連絡を主とした形となっております。こうした状況を踏まえ、組織運営の簡素化および負担軽減の観点から、来年度より運営委員会を廃止いたします。

② 運営委員会廃止に伴う会則および組織図の変更

③ 本部役員経験者の地区委員免除規定の新設

5. その他

令和 8 年度 PTA 総会は、令和 8 年 5 月 14 日（木）に書面にて開催予定です。

今年度の PTA 委員の任期は、5 月 21 日（木）PTA 総会成立日までとなっております。

詳細記録の確認が必要な場合は、本部（第二事務室）にて閲覧可能です。

お問い合わせ…PTA 本部 kizakipta@gmail.com

(資料1)

本部・地区委員会・選挙管理委員会・ボランティア活動報告書

本部		
	学内活動	学外活動
活動報告	12月 第2回学校運営協議会	浦和区PTA連合会第2回会長・副会長会
	1月 2学期会計監査 木崎中4校連絡会	学校給食記念行事講演会 育成会懇親会 ミートミート1%還元受取
	2月 第3回学校運営協議会 学校保健安全委員会	浦和区PTA連合会臨時会長会
今後の予定	3月 新入生保護者相談会 新旧役員顔合わせ 第3回運営委員会 卒業式	浦和区PTA連合会第3回会長・副会長会 母の会浦和支部会議
	4月 入学式 3学期会計監査 5月 PTA総会	

地区委員会	
活動報告	1月 第2回地区委員会
	2月 地区委員会説明会（新旧顔合わせ）
	3月 新年度登校班始動 新旧地区委員交代

選挙管理委員会	
活動報告	12月 令和8年度本部役員選考
	2月 令和8年度選挙管理委員募集・選考
	3月 本部新旧役員顔合わせ 選挙管理委員会引き継ぎ

ボランティア	
活動報告	12月 2学期学年費監査 落ち葉掃き
	1月 ベルマーク分類・集計作業
	3月 資源回収分類作業 3学期学年費監査 卒業記念品の発注・検品・配布

(資料 2)

さいたま市立木崎小学校 保護者と教職員の会則 変更事項

第六章

第 15 条 2. 総会および運営委員会を招集する。

→総会を招集する

第 17 条 1. 総会・運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

→総会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

第九章

第 27 条 この会の会議は次のとおりである。

1. 総会 2. 運営委員会 3. 地区委員会 4. 特別委員会

→1. 総会 2. 地区委員会 3. 特別委員会

[総会]

第 30 条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または、全会員の二十分の一以上の要求があった場合に開催する。

→臨時総会は、全会員の二十分の一以上の要求があった場合に開催する。

第 31 条 3. 本部役員ならびに運営委員の就任報告

→本部役員、ならびに地区委員、選挙管理委員の就任報告

[運営委員会]

第 32 条～第 34 条

→廃止

[地区委員会]

第 32 条 5. 本部役員（任期 2 年）を務めた者については、本人の希望がある場合、地区委員を免除することができるものとする。

第十章

[帳簿閲覧]

第 41 条 2. 議事録（総会議事録・運営委員会議事録・各種委員会記録簿）

→第 38 条 2. 議事録（総会議事録・各種委員会記録簿）

[細則]

第 42 条 2. この会の運営に関し、必要な細則は運営委員会の議決を経て定める。

→第 39 条 2. この会の運営に関し、必要な細則を制定、または細則を改廃した場合にはその結果を次期総会に報告し、承認を得なければならない。

第 43 条

→廃止

(資料3)

木崎小学校PTA機構(組織)

